

# 公益財団法人 電磁応用研究所 定款

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人 電磁応用研究所と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 この法人は、光及び電磁気学の研究と光及び電磁現象を応用した資源とエネルギーの循環並びに情報通信に関する工学領域及び人文社会科学領域の研究を行い、もって低炭素化社会を促進して、学術の進展、文化の向上、厚生への寄与、に貢献することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 資源とエネルギーの循環によるスマート社会実現に関する調査及び学術研究
- (2) 情報通信国際標準化技術の人材育成とその普及に関する事業
- (3) その他、前各号に付帯する事業

2 前項各号の事業は国内及び海外において行うものとする。

## 第 3 章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うための不可欠な財産は、これを理事会で定め、基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の処分又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会と評議員会の承認を要する。

### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第（1）号、第（3）号、第（4）号、及び第（6）号の書類については、定時評議員会に提出し、第（1）号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類  
(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第（4）号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

##### (評議員の定数と要件)

第10条 この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

2 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

##### (評議員の選任、解任)

第11条 評議員の選任及び解任する機関として、評議員選定委員会を置く。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第（1）号又は第（2）号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会の外部委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

5 評議員選定委員会の外部委員は、無報酬とする。

6 評議員選定委員会の外部委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。その額及び支払い方法は、理事会において別に定める。

7 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

8 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会の推薦により、事務局がそれを取りまと

める。

9 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事号のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

10 評議員選定委員会は、10条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

11 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

12 前項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

13 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

14 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

15 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### （評議員の報酬等）

第12条 評議員に対して、各年度の総額が150,000円を越えない範囲で、評議委員会で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

## 第5章 評議員会

#### （評議員会の構成）

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### （評議委員会の権限）

第14条 評議員会は、次の事号について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議委員会の開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議委員会の招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会は、評議員全員の同意がある時は、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(評議委員会の決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の議決したものとみなす。

(評議委員会の報告の省略)

第18条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該次号を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告をしたものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、評議員会において選任された議事録署名人又は議事録作成者1名以上が記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
  - (2) 監事 2名又は1名
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事、とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事を持って同法第19条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その親族その他特殊の関係がある者の合計数

が、理事総数（現在数）3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人ノ使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

（役員の選任）

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、事業年度内に4箇月以上の間隔を持って2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（役員の報酬等）

第26条 理事及び監事には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（取引の制限）

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（1）自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

（2）自己又は第三者のためにするこの法人との取引

（3）この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外のものとの間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第34条に定める理事会運用規則によるものとする。

(顧問)

第28条 この法人に、3名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事会からの諮問事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務をおこなうために要する費用の支払いをすることができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長および常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第22条第3項の規定には適用しない。

(理事会運用規則)

第34条 法令又はこの定款に定めるもののほかに必要な理事会の運用に関する事項を、理事会において理事会運用規則として定めるものとする。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長欠けたときは出席した理事全員及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 前項の規定にかかわらず、第32条第2項の決議の要件が成立していることを書面又は電磁的記録で確認できた場合決議の議事録を当該理事が作成するものとする。当該議事録を書面又は電磁的記録により理事全員並びに監事に送付し確認することで議事録の記名捺印は必要としない。

(委員会)

第36条 この法人は、事業の推進の目標を明確にし、適切に公益に資する事業を維持するために委員会を設置することができる。

2 委員会の構成員は、理事会の決議により別に定める「委員会規定」に基づき、理事会で選任および解任する。

3 委員会は、次の事項を審議し、理事会又は評議員会に具申又は答申する。

(1) この法人の業務運営の方針にかかる年次計画案

(2) この法人の業務をより適正に推進する体制およびその運用の改善策

(3) この法人のコンプライアンスを確保するために、公益通報の窓口を設置、運用し、管理すること

(4) 定款第3条、および第4条に関する内容で、理事長から諮問を受けた事項

(研究会)

第37条 この法人は、第4条の事業を推進するために、理事会はその決議により、研究会を設置することができる。

2 研究会は研究事業のテーマに対応しその執行責任者は理事であるが、構成員を研究員、会員、賛助員とする。

3 研究会の運営は、理事会の決議により別に定める「研究会規定」に基づくものとする。

4 研究会で設定したテーマならびに成果は隨時公表して公益に資するものとする。

(研究員)

第38条 この法人は、第4条の事業にかかる研究課題を担当する研究員を置くことができる。

2 研究員の能力、識見、業績を理事会で評価し、その評価に基づき理事長が委嘱、解任をする。

3 研究員は前条の研究会の構成員になるものとする。

4 研究員の職層、帰属、給与、採用など必要な事項は「研究会規定」に基づくものとする。

(会員)

第39条 この法人の事業の目的に賛同し、研究事業に参画又は後援する個人又は団体を会員にすることができる。

2 会員は研究会の構成員になることができる。また、会員は第36条第3項の委員会に参画して参考意見を述べることができる。

3 会員の資格、入会、脱会など必要な規定は、理事会の決議により別に定める。

(賛助員)

第40条 この法人の事業に賛同し、寄付又は当該施設の継続的な利用をする者を賛助員にすることができる。

2 賛助員は評議員会または理事会の推薦を受けて、理事長が委嘱する。

3 賛助員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するため職員を置き、事務局を設置することができる。

2 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定はこの定款の第3条、4条ならびに11条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功的不能その他法令で定められた事由によって解散する。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第10章 情報公開、個人情報の保護、及び告知

#### (情報公開)

第46条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料などを積極的に公開するものとする

2 情報公開に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める規定による

#### (個人情報の保護)

第47条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める。

#### (公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子広告により行う。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は富永英義、とする。

4 この法人の最初の評議員は 塚田啓一、大山千潮、三原種昭、持田侑宏、石川宏、内海善雄、吉野武彦、橋本周司、竹田義行、入江克、曾根高則義、とする。

5 この法人の最初の理事は 富永英義、大附辰夫、川原田英夫、亀山 渉、若尾真治、田村恵一、とする。

以上

平成23年6月21日平成23年度第1回理事会・評議員会 承認

平成24年3月6日平成23年度第2回理事会・評議員会 修正箇所承認

平成24年6月6日移行申請書提出

平成24年6月15日移行審査開始

平成24年7月7日修正作業

平成24年9月24日補正・修正書提出

平成24年10月5日公益認定員会移行認定答申

平成24年11月7日移行登記

平成24年11月12日第1回理事会・評議員会